

市町村名	事業名等	対象者・内容等
伊佐市	出産応援券支給	<p>★ 新しく生まれた命を祝い、子育てを応援するために、出産応援券を贈ります。</p> <p>○ 出生届け後、伊佐市住民となったお子さま1人につき2万円分の商品券を贈呈します。</p> <p>○ 市内の産婦人科での出産であれば、市外住民となった場合でも、生まれたお子さま1人につき1万円分の商品券を贈呈します。</p> <p>○ 贈呈する商品券は、大口さくらスタンプ会の「さくら商品券」または菱川スタンプ会の「みのり商品券」のいずれかを選択できます。</p>
伊佐市	第3子以降保育料無料	<p>★ 保護者が現に養育している満18歳未満(高校3年相当)の児童のうち、年長者を第1子として、年長順に数えて第3子以降の児童の保育料が無料になります。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 保護者と対象児童が市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されていること。(ただし、単身赴任等特別な場合を除く。)</p> <p>② 大口幼稚園と市内の保育所等(伊佐市と他市町村の委託契約による広域入所の保育所等を含む)に入所している第3子以降の児童。</p> <p>③ 対象児童の保護者等が前年度以降の保育料を滞納していないこと。</p>
伊佐市	トータルサポートセンター	<p>★ 妊娠期から18歳までの子どもとその保護者を対象として、子育ての悩みや子どもの発達など様々な課題に対して保健師・臨床心理士などの専門職が相談に応じます。</p>
伊佐市	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成します。</p> <p>1 助成対象者</p> <p>ア 法律上の婚姻をしていること</p> <p>イ 夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が、伊佐市に1年以上住所を有していること</p> <p>ウ 夫及び妻の前年(1月から5月までに申請する場合は、前々年)の所得の合計額が730万円以下であること</p> <p>2 対象となる治療等</p> <p>配偶者間で行う医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精、顕微授精)</p> <p>3 助成額</p> <p>1年度当たり10万円を限度に通産5年間助成</p> <p>(ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合には、本市から助成を受けたものとみなす。)</p>
伊佐市	放課後児童健全育成事業	<p>★ 学校の授業終了後及び土曜日等に保護者が労働などで昼間に保育できない、小学校に通う子どもたちに指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図ることを目的とします。</p> <p>【対象者】</p> <p>・保護者が労働等で昼間保育できない小学校の就学児童</p>
伊佐市	子ども安心医療費助成制度	<p>★ 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、子どもが病気等で通院・入院した際に支払った医療費の一部を助成する制度です。</p> <p>【対象者】</p> <p>・市内に在住し、小学1年生から18歳(18歳到達後の最初の3月31日まで)の子どもを監護している、世帯の合計所得が350万円以下の者。</p>
伊佐市	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供します。</p> <p>【対象者】</p> <p>伊佐市内に在住する妊娠中及び18歳未満の子どもがいる世帯</p> <p>※かごしま子育て支援パスポートは、事業を実施している市町村の協賛店で共通にご利用できます。</p>